

茨城県立こども病院 公益通報制度に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、当院並びに当院職員についての法令等に違反する行為等に関する公益通報及びそれらに関する相談への適正な対応の仕組みを定めることにより、法令等違反行為の早期発見及び是正を図り、もって、コンプライアンス経営の強化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法令等違反行為 当院並びに当院職員についての法令等に違反する行為又は各種内部規定に違反する行為をいう。
- (2) 通報対象行為 法令等違反行為又はそのおそれのある行為をいう。
- (3) 当院職員 正規職員、再雇用職員、任期付職員、契約職員、臨時職員、派遣職員及び当院に勤務する委託事業者の労働者をいう。
- (4) 通報 当院並びに当院職員による通報対象行為を知らせることをいう。
- (5) 相談 通報に先立ち又は通報に関連して必要な助言を受けることをいう。
- (6) 窓口担当者 窓口において通報又は相談を受け付ける者をいう。
- (7) 範囲外共有 公益通報者を特定させる事項を必要最小限の範囲を超えて共有する行為をいう。
- (8) 内部公益通報 通報のうち公益通報者保護法第3条第1号に定める公益通報をいう。
- (9) 公益通報対応業務 内部公益通報を受け、並びに当該内部公益通報に係る通報対象事案の調査をし、及びその是正に必要な措置をとる業務をいう。
- (10) 従事者 公益通報対応業務に従事する者をいう。
- (11) 対象事案 窓口に対して通報又は相談が行われた通報対象行為をいう。
- (12) 調査担当者 対象事案に関する調査に関与する者をいう。
- (13) 調査協力者 対象事案に関する調査に協力した者をいう。
- (14) 幹部職員 当院の幹部会議構成員をいう。
- (15) 是正措置等 是正措置及び再発防止策をあわせたものをいう。
- (16) 処分等 当院の就業規則に定める懲戒処分を含むが、これに限らず、口頭での指導や注意を含め、当院が行うことができる一切の措置をいう。
- (17) 不利益な取扱い 懲戒処分、解雇、降任、退職勧奨、雇用継続拒否、損害賠償請求、事実上の嫌がらせ、給与・退職金等における不利益な取扱い、その他の一切の不利益な取扱いをいう。

第2章 公益通報の体制整備

(公益通報の体制整備)

第3条 院内において、通報に適切に対応するための体制を整備し、院長がこれを統括する。

2 事務局長は、本規程に係る業務執行状況について、院長に報告する。

(窓口)

第4条 通報又は相談を受け付ける窓口を事務局総務課に設置し、責任者を事務局総務課長とする。

2 窓口において内部公益通報を受ける事務局総務課長及び総務課担当者は本規程により従事者とし

て指定される。なお、院長は、当該従事者に対し、従事者の地位に就くことが当事者自身に明らかになる方法により伝達する。

(利用対象者)

第5条 窓口を利用できる者（以下「利用者対象者」という。）は、当院職員（通報の日から1年以内に当院職員であった者を含む。）のほか、当院の取引先事業者の役員及び労働者（通報の日から1年以内に当院の取引先事業者の役員及び労働者であった者を含む。）とする。

2 利用対象者は、公益通報の体制や不利益な取扱い等に関する相談を行うためにも窓口を利用することができる。

(通報又は相談の方法)

第6条 通報又は相談は、事務局総務課長又は総務課担当者あてに、別紙様式又は当該様式の記載事項を記載した書面（電子メール又は郵送（封書に公益通報と記載して親展））により行うものとする。ただし、通報又は相談する職員がその他の手段を希望する場合は、この限りではない。

2 匿名であっても通報又は相談することができる。

(範囲外共有の防止を含めた情報管理)

第7条 窓口担当者は、窓口利用者の氏名や職員番号等を含む窓口利用者を特定させる情報を、窓口利用者が予め明示的に同意した場合又はその他の正当な理由がある場合を除き、窓口担当者以外に共有しないものとする。

2 調査担当者は、調査協力者の氏名や職員番号等を含む調査協力者を特定させる情報を、調査協力者が予め明示的に同意した場合又はその他の正当な理由がある場合を除き、窓口担当者及び調査担当者以外に共有しないものとする。

3 対象事案に関する調査により得られた情報（第1項及び第2項に定める情報を除く。）は、窓口担当者、調査担当者、法令違反行為等の是正措置等の検討に関与する当院職員及び必要に応じて行政機関に限り共有するものとする。

(調査)

第8条 窓口に通報された対象事案に関する調査は、院長が指名した副院長及び事務局長が行う。

2 院長は、当該事案に関する十分な調査を行うために必要と判断した場合には、当該事案に関連する当院職員にも調査を行わせることができる。

3 副院長及び事務局長は、本規程により従事者として指定されるものとし、院長は、当該従事者に対し、従事者の地位に就くことが当事者自身に明らかになる方法により伝達する。

4 院長は、窓口に通報された内部公益通報に該当する対象事案の調査を担当する者に対して窓口利用者を特定させる事項を伝達される場合には、従事者の地位に就くことが当該者に明らかとなる方法により、当該者を従事者として指定する。

5 院長及び副院長並びに事務局長が対象事案に関与する場合には、前4項に規定する調査及び従事者の指定等は、対象事案に関与しない幹部職員が行うものとする。

(是正措置等)

第9条 調査の結果、法令等違反行為が明らかになった場合には、院長は、速やかに是正措置等を講じなければならない。

2 院長は、内部公益通報に該当する対象事案の是正措置等を検討又は実行する者に対して窓口利用者を特定させる事項を伝達される場合には、従事者の地位に就くことが当該者に明らかとなる方法

により、当該者を従事者として指定する。

- 3 院長は、法令等違反行為の是正措置等が適切に機能しているかを検証し、適切に機能していないことが判明した場合には、追加の是正措置等を講じるものとする。
- 4 院長が対象事案に関与する場合には、前3項に規定する是正措置及び従事者の指定等は、対象事案に関与しない幹部職員が行うものとする。

(記録)

第10条 当院は、窓口において受け付けた通報又は相談への対応に関する記録を作成し、少なくとも対応終了後10年間保管しなければならない。その方法は、情報管理の観点から適切なものによらなければならない。

第3章 窓口への通報又は相談に関する当事者の責務等

(窓口利用者等の保護)

第11条 当院職員は、窓口利用者に対して、窓口に通報又は相談したことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。

- 2 当院職員は、調査協力者に対して、対象事案に関する調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。

(探索の禁止)

第12条 当院職員は、窓口に通報又は相談した者が誰であるか、対象事案に関する調査に協力した者が誰であるかを探索してはならない。

(秘密保持)

第13条 当院職員は、本規程に定める場合のほか、法令等に基づく場合等正当な理由がない限り、対象事案に関する情報を開示してはならず、当該情報について秘密を保持しなければならない。

- 2 当院職員は、法令等に基づく場合等正当な理由がない限り、対象事案に関する情報を目的外に使用してはならない。

(利益相反の回避)

第14条 当院職員は、対象事案に関係する者である場合は、当該事案の調査や法令等違反行為の是正措置等の検討に関与することはできない。

- 2 当院職員は、対象事案の調査担当者となる時点又は法令等違反行為の是正措置等の検討に関与する時点で、自身が当該対象事案に関係する者ではないことを確認するものとし、当該対象事案に関係する者である場合には事務局長に報告しなければならない。
- 3 報告を受けた事務局長は、当該職員の対象事案への対応の関与可否を判断する。
- 4 窓口担当者は、自らが対象事案に関係する通報又は相談を受け付けた場合には、他の窓口担当者に引き継がなければならない。

(通知等)

第15条 窓口担当者は、電子メール又は郵送等により、通報又は相談がなされた場合で、連絡先が分からない場合を除いて、窓口利用者に対し、速やかに通報又は相談を受け付けた旨を通知するとともに、調査開始の有無等についても窓口利用者が通報又は相談をした日から20日以内に通知しなければならない。

- 2 窓口担当者は、連絡先が分からない場合を除いて、窓口利用者に対して、対象事案に関する調査

の結果及び是正措置等について、通報された者及び調査協力者の信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、速やかに通知しなければならない。

(当院以外に公益通報を行った者の保護等)

第16条 当院職員は、公益通報者保護法第3条第2号及び第3号に定める保護要件を満たす公益通報を行った者に対して、当該通報を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。

2 当院職員は、前項に定める公益通報を行った者を探索してはならず、また、当該者を特定させる事項を当院が認める範囲以外に共有しないものとする。

第4章 通報又は相談を行う者の責務等

(不正な目的による通報又は相談の禁止等)

第17条 当院職員は、虚偽の通報又は相談や、他人を誹謗中傷する目的の通報又は相談その他の不正の目的の通報又は相談を行ってはならない。

第5章 その他

(処分)

第18条 本規程の違反行為が明らかになった場合は、院長は、当該行為を行った当院職員に対して適切な処分等を課さなければならない。

2 調査の結果、法令等違反行為が明らかになった場合には、院長は、当該法令等違反行為に関与した当院職員に対して適切な処分等を課さなければならない。

(救済・回復等)

第19条 本規程の違反行為が明らかになった場合には、院長は、当該行為による被害及び違反等について、適切な救済及び回復措置等を講じなければならない。

(周知・研修)

第20条 総務課長は、個人情報等の保護に配慮した上で、窓口の運用実績について当院職員に対して周知するものとする。

2 総務課長は、当院職員に対して、定期的に公益通報制度に関する周知及び研修を行うものとする。

(制度の運用及び改善)

第21条 院長は、本規程に関する整備及び運用状況等について、定期的に評価、点検等を行うとともに、必要に応じて改善を行うものとする。

(所管)

第22条 本規程の所管は事務局総務課とする。

(補足)

第23条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用にあたり必要な様式等は、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年12月25日から施行する。